

やってみよう！外来種の駆除活動

外来種に関する取組として、私たちにできることは何かあるでしょうか。友達や先生、家族と相談して、外来種駆除などに取り組んでみましょう。

内容

近隣地域で実施される外来種駆除イベントへの参加や、自分たちで実施する外来種駆除活動の計画を立て、実際に取り組みます。

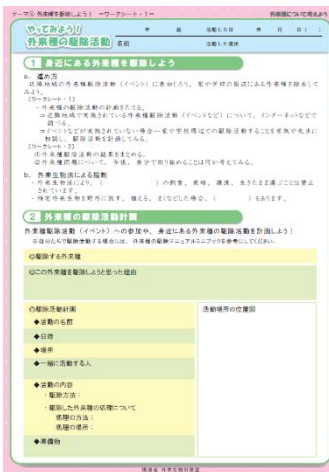
進め方

- ①ワークシート・1とワークシート・2、参考シートを印刷します。
- ②ワークシート・1を用いて、外来種駆除活動の計画を立てます。
- ③外来種駆除活動を実施し、ワークシート・2に、活動の実施状況や活動を終えての感想などを記録します。

ワークシートの使い方

ワークシート・1

…外来種駆除活動の実施についての計画を立てます。



1. 地域で実施されている外来種駆除活動についての情報を集め、参加を計画します。イベントなどの開催がない場合は、自分たちでの開催を検討します。
2. 外来種駆除活動について具体的な計画を立てます。
 - ・活動日時、場所
 - ・一緒に活動する人
 - ・駆除方法
 - ・駆除した外来種の処理方法 など

ワークシート・2

…駆除活動の実施状況について記録します。



1. 駆除活動結果を記録します。
 2. 活動を終えての感想や、外来種問題についての自分の考えをまとめます。
- ⇒活動後には、一緒に活動した人と意見交換したり、活動状況を先生や家族に報告したりしましょう。

注意点

- ・計画を立てる際には、大人に相談し、無理のない活動を計画しましょう。
- ・実際の活動時には、体調や天候などを一番に考慮し、楽しく安全に活動できるようにしましょう。
- ・駆除活動実施の際には、駆除した外来種の処分方法について、事前に検討しておきましょう。

キーワード

外来生物法と特定外来生物

- ・外来生物法は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的としています。
- ・そのために、問題を引き起こす海外起源の外来種を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除などをおこなうこととしています。
- ・特定外来生物は、野外に放たれて定着すると、場合によっては取り返しのつかない事態を引き起こすこともあると考えられるため、違反内容にあわせた罰則が課せられます。

[罰則の例] 販売もしくは頒布以外の目的で、特定外来生物の飼養などまたは譲渡などをした場合
⇒個人の場合懲役1年以下もしくは100万円以下の罰金/法人の場合5千万円以下の罰金

外来種対策の取組① 市民参加型外来種駆除

近隣地域で実施されている市民参加型の取組（イベントなど）に、友達や家族と一緒に参加してみましょう。

■セイタカアワダチソウ



セイタカアワダチソウを根から引き抜いて駆除

■アメリカザリガニ



ビオトープ池にすみついたアメリカザリガニを駆除（ザリガニ釣り）

■外来魚（オオクチバス、ブルーギル）



ため池の水をぬいて、オオクチバスやブルーギルを駆除



釣りでオオクチバスやブルーギルを駆除

外来種対策の取組② 外来種についての情報発信

活動できる場所や参加できるイベントがないなど、参加型の活動が難しい場合には、外来種についての情報発信や普及啓発に取り組んでみましょう。

■看板の設置



外来種がない場所でも、誰かが放流しないように注意をしてもらう看板を設置する

■ポスター等の展示



外来種の問題点を多くの人に知ってもらうためにポスターを掲示する

■目撃情報の提供



外来種に関する情報収集に協力する